

1-1. 風景づくりの動向

(1) 全国的動向

都市計画やまちづくりは、日本が高度経済成長期を経て、経済的に豊かさを手に入れた頃から快適性や地域の個性に目が向けられるようになってきました。この結果、これまでに全国で 500 弱の地方公共団体で自主条例として景観に関する条例が制定されたほか、積極的に景観の整備・保全の取り組みが行われてきました。

しかし、こうした自主条例には法的拘束力が伴わないため、ルールが守られないなどの問題がありました。また、これまで想定していなかった高層の建築物や彩度の高い建築物が建設されたり、屋外広告物が乱立したりと良好な街なみの形成を妨げるようなことも起きています。

このため、平成 16 年 6 月に景観の大切さやその整備・保全の必要性を明らかにするとともに、地方公共団体の地域の特徴にあわせた景観づくりが可能となるような項目が盛り込まれた「景観法」が制定されました。

これにより、地方公共団体は法的根拠を伴った実効性の高い景観形成が可能となりました。さらに、それぞれの地域の特性にあった基準や内容を景観条例に定めることにより、地域の個性を活かした景観形成もできるようになっています。

景観法と景観計画の概要

景観法とは

都市や農漁村を問わず良好な景観づくりのために整備された「景観に関する総合的な法律」

- 良好な景観は「国民の共通財産」と位置づけられ、都市部だけでなく農山漁村も含む幅広い区域を対象として、それぞれの地域が独自の景観形成を図ることができるような項目が盛り込まれています。
- 景観法自体には、直接、具体的な基準や内容は定められておらず、自治体がそれぞれの地域の特性にあった基準や内容を「景観計画」及び「景観条例」に定めるという仕組みです。

景観計画とは

良好な景観形成のために定める計画（景観法第 8 条）

- 景観計画区域内では建築行為などについて届出をお願いし、景観形成のための基準を満たさないものがあれば指導・勧告などを行うことができます。
- また、地区ごとに規制を緩やかにすることも、きめ細やかで積極的な規制にすることも可能です。

（２）沖縄県内の動向

沖縄県では、平成6年に「沖縄県景観形成条例」を制定し、景観形成の取り組みを推進してきました。条例では、県、市町村、県民及び事業者それぞれの役割分担に基づき、一丸となって景観形成に取り組むことを目指していますが、景観形成や条例に対する県民の理解は必ずしも十分とはいえず、地域の景観形成を担う市町村の取り組みもこれからという状況にありました。

そうしたなかで、平成17年の「景観法」施行を機に、平成19年1月に、「“美ら島沖縄” 風景づくりのためのガイドライン」が内閣府沖縄総合事務局において策定されました。これは、景観行政団体へ移行する市町村への技術的な支援として、法制度を活用しながら沖縄ならではの特色を生かした計画を作成するための手引き書となっています。

さらに、平成23年には沖縄県が「“美ら島沖縄” 風景づくり計画（沖縄県景観形成基本計画）」を策定しました。基本計画では、まず、沖縄県の景観特性を捉えた上で、風景づくりの目標と方針を明らかにするとともに、広域的な観点から複数の市町村と連携して取り組むべき広域景観域や広域景観軸の設定を行っています。

○沖縄県景観向上行動計画（平成24年度）

「沖縄県景観向上行動計画」は、沖縄県にとって望ましい景観の将来像を描き、その実現を図るために、国、県、市町村、関係事業者、県民など、各主体の役割分担を明確にした10年間のアクションを具体化するもので、これにより、各主体が連携した取り組みを促進するとともに、行動の成果の検証が可能になることが期待されます。

また、この行動計画の実施を図っていくことを目的に、計画策定とあわせて沖縄県風景づくり推進協議会を設立し、官民一体で風景づくりに取り組む組織体制を構築することとしています。

沖縄県は、平成23年の「“美ら島沖縄” 風景づくり計画」において、県全体での風景づくりの基本方針や各主体の役割を定めています。また沖縄県は沖縄振興特別措置法(改正)に基づき、平成24年度から10年間の沖縄振興計画として「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を作成したところです。

沖縄県景観向上行動計画は、この2つを主な上位計画とし、さらに「沖縄21世紀ビジョン実施計画」と連携しながら、行政及び民間の景観に関わる取り組みを明らかにするものです。

なお、市町村で策定する景観向上行動計画は、各市町村それぞれの地域特性・施策を反映する計画であり、風景づくりの全県的取り組みを網羅することを主眼としている本計画と関係する箇所において連携していくこととします。

○沖縄県屋外広告物条例

沖縄県では、「沖縄県屋外広告物条例」を制定し、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物について必要なルールを定め適正な規制や誘導を行っています。

1-2. 糸満市の「風景づくり」の目的と意義

(1) 計画策定の背景と目的

「糸満市の風景」と言えば、まず何が思い浮かぶでしょうか。

糸満ハーレーや大綱引きなど旧暦文化を大切にした暮らし、摩文仁の丘に代表される市内の戦跡とそこへ集う人々の祈り、たくましいアンマーたちの笑い声が飛び交うマチグワ一の賑わい、変化に富んだ島尻地形に広がるさとうきび畑などのなりわい・・・

糸満市には独特の歴史文化と自然環境があり、個性豊かな暮らしや産業の風景があふれています。しかし一方では、様々な社会状況の変化によってそれらが急速に失われつつあります。

今後の糸満市の風景を考える上で、その風景の魅力にどのように気づき、守り、つくり、そして育て、活かすかを考えること、それらを市民、事業者・各種団体、行政が協働で実践することが必要です。

糸満市では、住みよいまちづくりを進める上で、これまでに培われてきた産業と人をつなげていくことが求められているという課題に基づき、第4次総合計画におけるまちの基本理念及び将来像を「ひかりとみどりといのりのまち・つながりの豊かなまち」としています。

「つながり」は、生命の連鎖、物質循環、支え合い、助け合い、連携などを含んでおり、その達成や充実が結果として、市民が「誇りに思える風景」に結びつくと考え、この将来像の実現のためには「風景づくり」が欠かせないといえます。

本計画は、糸満市を取り巻く変化を踏まえ、結果的に地域の活性化や生活環境の向上に結びつく総合的な風景づくりを図ることを目的とします。

糸満市において今後の風景づくり施策を実現していくための基本的な方向性や、風景づくり面からのまちづくりのルールを明確に位置づけるため、景観法に基づく景観計画の策定を行います。



（２）糸満市が「風景づくり」に取り組む意義

市民アンケート調査では、約４割強の市民が糸満市の自然環境や風景を「良くなっている」と捉えていることがわかりましたが、近年の都市化や生活様式の変化の中で、貴重な「糸満市ならではの風景」が薄れつつあるという状況もみられます。こうした現状は、糸満市全体の活性化を大きく左右する問題として懸念されます。

そこで糸満市では、市民、事業者、行政がともに話し合い、協働により個性あふれる「糸満市ならではの風景」を守り育て、次の世代へ伝えていく必要があります。

そのために、景観法に定められた計画として本計画を策定し、市民、事業者、行政が一体となった「風景づくり」に取り組みます。本計画は、糸満市における総合的な風景づくりを推進するために策定するものであり、またその風景づくりを具体化するための基本的な考え方と必要とされる事項について定める計画として位置づけます。

糸満市の「風景づくり」において、その主眼は必ずしも強い規制をかけることではありません。市民一人ひとりや各事業者、公共事業を担う行政の各部署が、「糸満市ならではの風景」の意味や価値を再認識し、身近な風景からより良くしていくことを暮らしの一環として主体的に実行していくことを最重視しています。本計画にその理念や方針および具体的な取り組みのイメージを示していきます。

（３）「風景づくり計画」としている意味

私たちは、建物や街なみ、山や川、海、木や花、田や畑、人々の暮らしなど日ごろ接しているまちの様子を「景観」や「景色」と呼んでいます。そこに見る人の思いが加わるとき、それは「風景」へと変わります。

風景とは、人々の日常の活動範囲で視覚などを通して主観的に捉える印象に加え、それぞれの地域における人々の暮らしや歴史・文化的背景、また自然環境などを含めた地域の人々の生き様を総合的に捉えるものです。

それは、単なる景観、景色にとどまらず、日々変化する自然環境や生活スタイル（暮らし方）と調和のとれた地域の特性や趣を示すものであり、また、たゆまぬ努力によりつくり上げられる地域固有の生活の記憶であり、さらにそこに住む人々の「暮らしの姿」、つまり地域の「表情」と考えます。

例えば、地域ごとに個性を表現していく様々な取り組みを行った場合、それは地域固有の雰囲気を出していくことにつながっていきます。風景とは地域に住む、働く、訪れる人々による協働の取り組みによってこそつくりあげられていくものであり、住民は各々が個性を発揮しながら「絵」になる風景をつくり上げていかなければなりません。

そこで、本計画は景観法に基づく景観計画として位置づけますが、上述したように目に映る「景観」や「景色」だけでなく、それらをつくりあげてきた人々の暮らしや、歴史・文化を将来に向けて守りながら美しく整えていくため、本計画の名称を「糸満市風景づくり計画」（以下、「風景づくり計画」とする）とします。

1-3. 風景づくり計画の位置づけと体系

(1) 計画の位置づけ

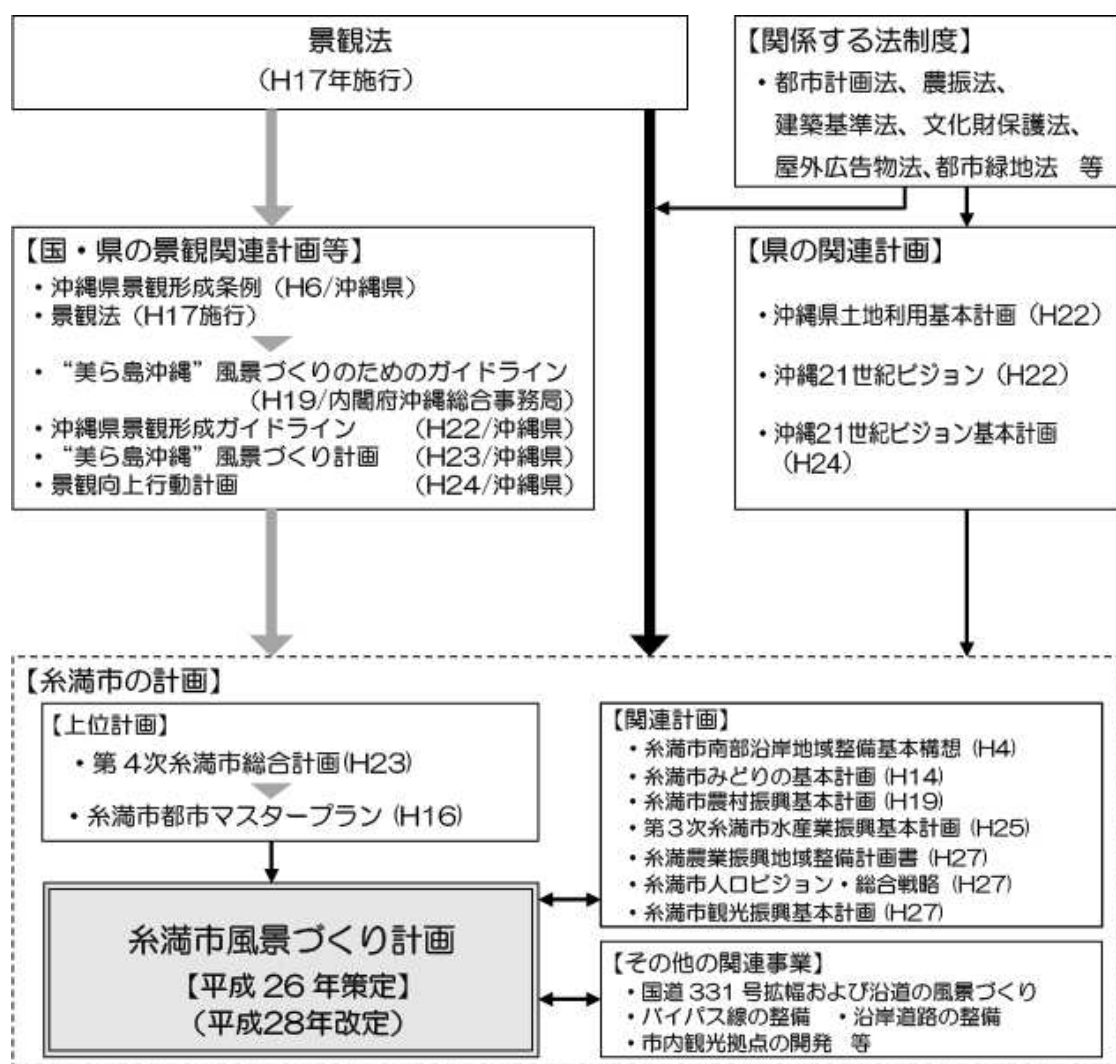
風景づくり計画の主眼は必ずしも強い規制をかけることではありません。市民一人ひとりの意向や思いが十分に反映され、「糸満市の風景」の意味や価値を再認識し、身近なところから風景をより良くする取り組みを実践できる計画となることが大切です。

今回の風景づくり計画は、下図に示す各種関連計画の理念や将来像を風景づくりの面から実現していくための計画と位置づけることができます。

本計画は、景観法第8条に基づく景観計画として策定し、沖縄県が策定した「“美ら島沖縄”風景づくり計画」との整合・調整を図るとともに、市や県、国の関連分野の計画や法制度などとの連携・調整を図ります。またそれだけでなく、

- ・平成23年に第4次糸満市総合計画が策定され、新たなまちづくりがスタートしたこと
- ・糸満市都市マスタープラン（平成16年度）から約8年が経過していること
- ・国道331号、国道331号バイパス沿岸道路などの大規模幹線道路の計画が進行していること

などに留意し「風景づくり・まちづくり」を総合的に推進するための計画とすることが重要です。

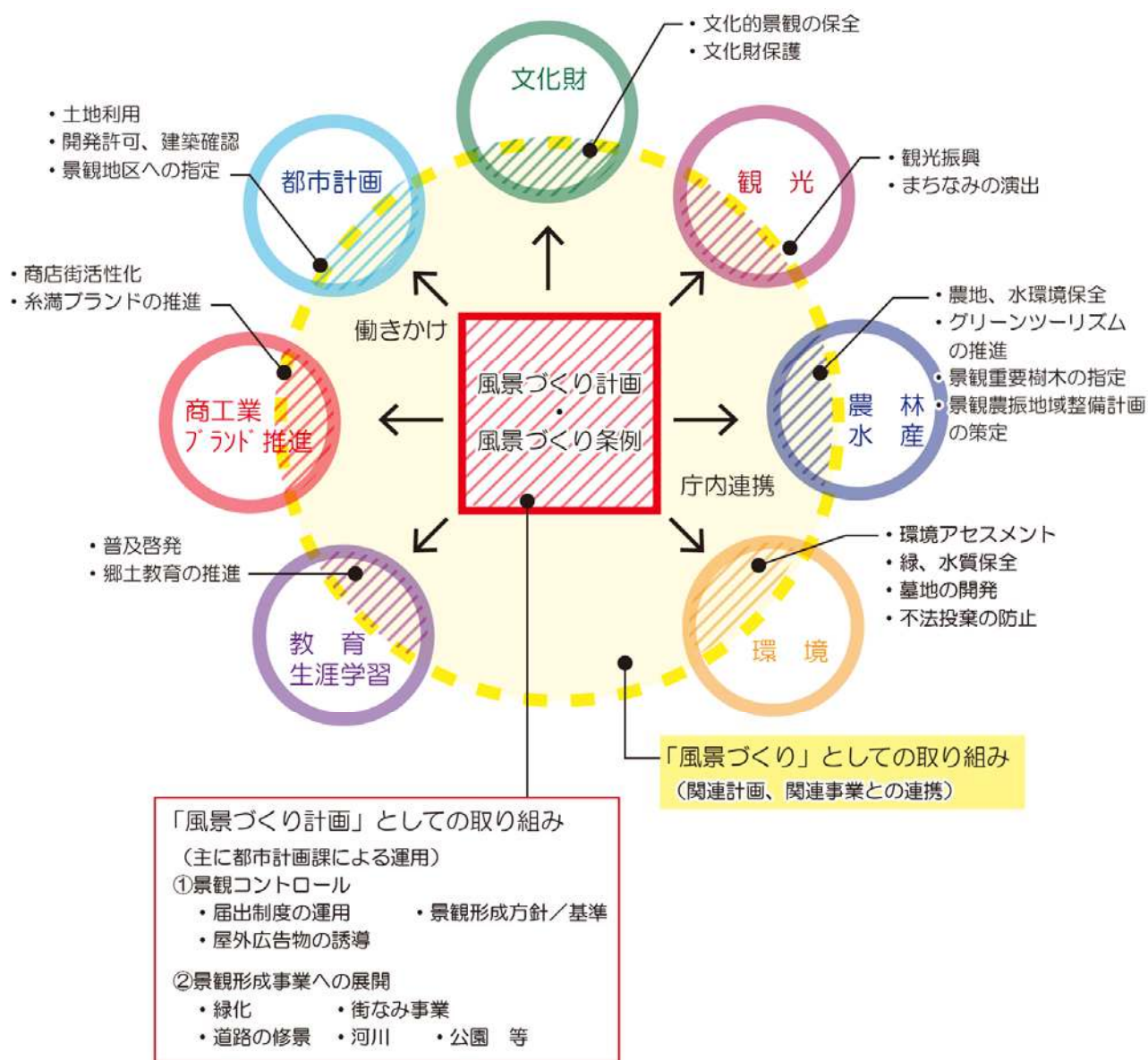


(2) 協働による取り組みの推進

「糸満市の風景づくり」は、風景づくり計画や条例の運用の中で取り組む内容を中心としていますが、下図に示すように、その取り組みだけで実現できるものではありません。

まず、風景づくり計画としては、確実に守っていくべき事項に対してのルール（届出基準や景観形成基準）を定め景観のコントロールを行っていきます。また、景観整備や修景に係る事業を展開していきます。

一方で、糸満市における広義の風景づくりとしては、様々な個別施策を実現していくために関係各課との連携を図り、また市民、事業者、行政が協働で取り組むことが重要です。



図：風景づくり計画と個別施策の関連

(3)「風景づくり計画」のねらい

①糸満市ならではの風景をつくるために

公共整備や土地利用の計画など、風景に関連する多くの施策に対応した風景づくりを行います。糸満市の顔といえる漁港やその周辺の市街地、幹線道路沿道、歴史的資源の周辺など、「糸満市ならではの風景」をつくっていく必要がある地域に対して、その方向性や質の高いデザインを実現していくための仕組みをつくり、実践していきます。

風景づくり計画・条例で取り組むもの

- 先導的に風景づくりを進める地区（重点地区）の指定
- 風景の向上のための整備における事業導入の検討
- 重点地区における、より詳細な景観形成基準の設定
- 風景づくりに関連する整備事業に対するデザインの検討、誘導
 - 国道 331 号拡幅に伴う沿道景観の風景づくり
 - 糸満与那原線（平和の道）に伴う沿道景観の風景づくり
 - 都市計画法第 34 条 11 号及び 12 号緩和区域における土地の小分け開発への対応
 - 観光地周辺の広告物の規制・誘導 など

②糸満市ならではの風景を誘導（コントロール）していくために

市街化が著しい地域、今後風景の変化が想定される地域においては、開発や整備の誘導策を検討します。土地利用や公共空間のデザインにおいて、「糸満市ならではの風景」を誘導していく必要がある地域に対して、風景に配慮した考え方を整理し、ガイドラインなどによる誘導を行っていきます。

風景づくり計画・条例で取り組むもの

- 景観形成方針・基準の設定による誘導

糸満市として総合的に取り組むもの

- 都市計画との連携による土地利用の誘導
- 緑地環境、河川環境の保全

③糸満市ならではの風景を保全・継承していくために

農漁村地域においては、現状の風景をどのようにして守っていくかという方策を検討します。暮らしを支える集落や、農業・漁業にまつわる風景を保全・継承していく必要がある地域に対して、具体的に守っていくために必要な方策や風景を活かしたまちづくり、地域づくり施策に取り組んでいきます。

風景づくり計画・条例で取り組むもの

- 全市（一般地区）における届出や基準による誘導
- 先導的に風景づくりを進める「景観形成重点地区」の指定
- 重点地区におけるより詳細な届出や基準による誘導

糸満市として総合的に取り組むもの

- 農地、水環境の保全
- 観光や地域産品などのブランド化との連携

④糸満市ならではの風景の質を高める仕組みをつくるために

風景づくりをより積極的に進めていくためには、地域特性を十分に踏まえ、地域のまちづくりの中で住民などの発意と合意により取り組むことが重要です。そこで、表彰制度やイベント開催などの実施により、住民の主体的な風景づくりの取り組みを支え育んでいきます。また、都市計画法の枠組み、風景づくり計画に基づく市民提案制度や景観協定などの景観法上の制度の活用により、まちづくりと一体となった風景づくりを進めていきます。

風景づくり計画・条例で取り組むもの

- 重点地区における届出や基準による誘導
- 表彰制度、市民提案制度による建造物などの指定
- 審議会、アドバイザー会議の設置と運用

糸満市として総合的に取り組むもの

- 普及啓発の取り組み
- 風景づくりとタイアップした、糸満ブランドの確立
- 糸満市の魅力をいかした観光（ツーリズム）の推進

(4) 計画の体系

本計画は、以下の構成によりとりまとめています。

第1章 計画策定の主旨

景観の捉え方、景観計画の役割や上位・関連計画における位置づけについて示しています。

第2章 糸満市の景観特性と課題

2-1, 2 糸満市の風景の現況及び景観資源を示しています。

2-3 糸満市の景観特性を、景観構造に基づき、類型別、骨格別、地域別に示しています。

2-4 糸満市の風景づくりの課題を示しています。

第3章 景観計画区域の設定

景観計画の対象とする区域を示しています。

第4章 良好な景観の形成に関する方針

4-1, 2 風景づくりの基本理念、基本方針を示しています。

類型	骨格		エリア	重点地区
	景観拠点	景観軸		
① 斜面緑地 ② 海岸 ③ 河川 ④ 農地 ⑤ 既存集落 ⑥ 市街地	① 糸満漁港と周辺 ② 南山城跡と周辺 ③ 具志川城跡と周辺 ④ ひめゆりの塔と周辺 ⑤ 米須集落地区 ⑥ 平和祈念公園と周辺	① 道路軸 ② 河川軸 ③ 海岸軸 ④ 斜面緑地軸	① 市街地エリア ② 東部エリア ③ 南部エリア	① ショーグワ地区 ② 国道331号沿道地区 ③ 米須集落地区

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

第8章 屋外広告物の表示などの制限に関する事項

第9章 実現に向けて～景観まちづくりの推進～